

現行の合併特例法について (追加資料)

飛地による課題や支障について

- 平成21年度に総務省が飛地合併をした3団体に実施した調査では、飛地合併で大きな弊害は生じていないとの回答であったが、以下のような課題を挙げた団体があった。
 - ・ 飛地となった地区と隣接町（合併市の本庁と飛地となった地区の間に所在）を管轄する常備消防の消防署があるが、山林火災等の大規模災害等には隣接町との応援協力が不可欠。
 - ・ 合併により飛地となった地区と市中心部の間で、合併後に市営バスを運行している。隣接町においても、合併以前から当市中心部を結ぶ町営バスを運行していたために競合路線となった。市営バスは、隣接町では1箇所だけでしか乗降できず、一体的な運行とはなっていない。
（※調査当時の状況。現在は、市営バスでも新たな停留所を設けて運行している。）
 - ・ 市内の他の地域においては、旧町村の区域を越えた交流活動もみられるが、飛地となった地区は周囲が他の自治体であるため、住民相互の連携の広がりには課題。
- また、平成30年12月の大阪府「合併に関する研究」報告書では、飛地合併について、「団体間の地理的な隔たりが大きくなるなど、合併後の一体感が生まれにくいいうえに、行財政運営の点でも、管理部門の統合や施設の統廃合等の効率化を図ることが難しく、日常業務においても事務コストが増加するなど、一般的な合併効果を得にくくなる。」としている。

第1章 府内市町村の今後の見通しと将来に向けた議論

3. 選択肢としての合併

合併は、複数の団体が1つの団体になることで、行政組織や財政の規模が大きくなり、専門職をはじめとする職員の増加や管理部門の統合等による組織体制の強化・効率化、公共施設の統廃合等による行政経費の縮減、財政規模の拡大による効率的・効果的な予算編成等により、全体として、行財政基盤が強化されることが期待される。また、行政区域が拡大することにより、旧区域の共通した課題への一体的な対応や、区域全体でのまちづくり等が可能となる。そして、これらにより、住民サービスの充実にもつながる。

このように、合併には様々な効果が期待されるため、大阪における将来課題への対応策として、団体・地域の状況によっては、有効な選択肢となりうる。

第4章 府の取組み及び国に求めること

2. 国に求めること

○合併特例法期限の延長

合併については、地方自治法第7条において、その基本的な手続きが規定されているが、自主的な市町村合併が円滑に進められるよう、合併特例法では様々な特例措置が定められている。

第2章3. で整理したとおり、現行の合併特例法は、かつての特例法に比べ、合併推進のための特例が縮小されているものの、議員定数又は在任に関する特例や、地方税に関する特例、合併算定替、合併協議会設置にかかる住民発議・住民投票手続等、依然、様々な特例措置が規定されている。こうした特例措置は、合併前後における大きな変化の緩和や、住民意思の反映等を目的としており、合併時の様々な障害を除去し、合併手続を円滑に進める効果が期待される。

現行の合併特例法については、2020年（平成32年）3月末までの期限法となっているが、前述のとおり、大阪において、合併は基礎自治機能の維持を図る上で有効な選択肢となるものであることから、国に対し、合併特例法の期限の延長を求めていく。